

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第 4 号

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 37 年上尾市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 緊急消防援助隊出動手当

第 8 条第 3 号中「消火活動」を「消火業務」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 救助現場に出動し、救助業務に従事した職員（第 1 号に掲げる職員を除く。）

(6) 警戒現場に出動し、その状況を調査し、確認し、又は危険を除去する業務に従事した職員

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 6 号に次のように加える。

オ 第 8 条第 5 号に掲げる職員 1 回につき 300 円

カ 第 8 条第 6 号に掲げる職員 1 回につき 300 円

第 15 条中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 緊急消防援助隊出動手当 1 日につき 2,160 円

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（緊急消防援助隊出動手当）

第 13 条 緊急消防援助隊出動手当は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村（特別区を含む。）に出動し、同法第 44 条第 1 項に規定する消防の

応援等に従事した消防職員に支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に命じられた出動について適用し、同日前に命じられた出動については、なお従前の例による。